State of Ca	lifornia – Health and Human :	Services Agency		California Department of So	ocial Services
新規雇用	の通知				
			ケース	ス名:	
			ケーフ	ス番号:	
			郡/担	当者名:	
			郡/担	当者電話番号/ファクス:	
			日付:		
			 ご質問	等は、担当官にお尋ねくだる	えい。
	あなたが最近、就職されたと ので、あなたの所得報告しき	いう情報を受け取りる	きした。		あなたの助け
1. 所得報告しきい値 (IRT) および現在の毎月の粗所得					
あなたのIRTを忘れないようにしてください。あなたの世帯の総粗所得があなたのIRTを超えた場合は随時、 該当する所得がIRTを超えた日から10日以内に報告しなければなりません。					
	恩恵タイプ	プ CalWORKs		CalFresh	
	世帯の大きさ				
	あなたのIRT				
2. 世帯の毎月の粗所得がIRTを下回る場合					
あなたの世帯の毎月の総粗所得がIRTを下回る場合は、次の半期報告(SAR7)または次の再認定/再決定 (Recertification/ Redetermination) のどちらか早いほうに、あなたの世帯の総粗所得を報告する必要があります。					
3. 世帯の毎月の粗所得がIRTを上回る場合					
あなたの世帯の毎月の総粗所得がIRTを上回る場合は、次のようにしてください:					
(A) 郡に電話をして情報を提供するか、このページの上部にある電話番号をかけて予約する;					
(B) 以下の住所に情報を郵送する:					
	(D) 郡オフィスに来て、本人 手してください:	が情報を提供する。る	この情報	₿が手元にない場合は、次の 原	雇用者から入
この情報が	手元にない場合は、次の雇用	者から入手してくださ	5 U:		
= 田 土	. . .				

SAWS 30 (Japanese) (3/19) - REQUIRED FORM - NO SUBSTITUTES PERMITTED

雇用者住所: _____

ヘルプが必要であれば、郡に連絡してください。